



平成 2 6 年 度

(理事会・総会に係る)

議 案 集

世界連邦宣言自治体全国協議会

世界連邦宣言自治体全国協議会

(平成26年度理事会・総会に係る議案)

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 平成25年度事業報告について |
| 第2号議案 | 平成25年度収支決算報告及び会計監査報告について |
| 第3号議案 | 平成26年度事業計画(案)について |
| 第4号議案 | 平成26年度収支予算(案)について |
| そ の 他 | 関係資料 |

第1号議案

平成25年度事業報告

1 情報・資料の提供

当協議会の活動など紹介する自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成、世界連邦運動協会発行の機関誌『Newsletter』と併せ加盟自治体に配布するなどして情報提供に努めた。

2 啓発リーフレットの配布

平成24年度に新規作製したリーフレットに適宜改訂を加えながら加盟自治体や各関係団体等に配布し、世界連邦思想や自治体宣言の意義、協議会活動などの啓発を展開した。

3 ホームページの運営

「概要 (Concept)」で世界連邦の理念と協議会の概要を説明するほか世界連邦運動の歴史、現在の活動状況を紹介し、自治体協新聞や関係資料なども随時掲載。また加盟自治体や世界連邦運動協会、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会のホームページにリンクさせている。

4 世界連邦推進事業交付金制度の運用

世界連邦・平和の推進に役立てる交付金制度（平成23年度設置）を、青梅市が初めて取り組んだ「世界連邦宣言自治体 青梅市親子ヒロシマ派遣事業」に適用した。

また、京丹後市がイスラエル・パレスチナから紛争孤児らを迎えて交流を展開した「中東国際交流プロジェクトin京丹後」の支援に充てた。

5 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

・募金自治体数 153団体

・募金総額 6,081,566円

募金は国連UNHCRと日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

6 会議の開催等

常任理事会・理事会及び総会

開催日 平成25年7月26日（金）

場 所 ホテルアンビア松風閣（静岡県焼津市）

内 容 ① 平成24年度事業報告・収支決算（監査）報告について

- ② 平成25年度事業計画・収支予算について
- ③ 協議会規約の改正について
- ④ 役員改選

研 修 講演：静岡福祉大学、加藤一夫名誉教授

「やいづ平和学 ビキニ事件60年が提起するもの」

懇談会 情報・意見交換

7 各種事業の後援

世界連邦思想の普及を目的に、世界連邦運動協会主催の「第42回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」を後援した。

応募総数 ポスター 1, 868点(372校)

作 文 856点(64校)

8 世界連邦推進日本協議会への参画

国内の世界連邦関係4団体で構成する世界連邦推進日本協議会（海部俊樹会長）に参画。

11月10日に大阪国際会議場で「第31回世界連邦日本大会」開催。記念講演「どうなる 世界の平和！」（田原総一郎）。シンポジウム「今こそ 世界連邦を！」で自治体協会長らが活動報告。

【各自治体の活動状況】

成田市（千葉県）

▽折り鶴平和プロジェクト＝6月10日～8月1日

▽広島・長崎被爆写真展＝7月26日～8月1日、8月7日～15日

▽折り鶴平和使節団派遣事業（中学生11人が長崎平和祈念式典に参列）＝8月8日～10日、11月16日（報告会）

▽平和映画会＝11月16日～17日、11月21日、27日

▽自治体職員1人100円募金＝2月

板橋区（東京都）

▽平和絵画・原爆展（小中学生の絵画と戦災関係資料・パネルを展示）＝8月14日～20日（3月6日～12日の「平和展」でも展示）

▽広島平和の旅（中学生23人が平和祈念式典参列、感想文集発行）＝8月5日～7日

▽長崎平和の旅（中学生23人が平和祈念式典参列、感想文集発行）＝8月8日～10日

▽平和のつどい（式典、旅体験発表、映画上映）＝11月6日

▽平和の灯維持管理（本庁舎、平和公園でガス保守管理）

渋谷区（東京都）

▽自治体職員1人100円募金＝2月12日～21日

▽平和祈念事業「マザー・テレサ平和活動パネル展」＝3月17日～23日（パネル展
関連講座＝3月19日）

青梅市（東京都）

▽原爆被爆体験を聞く会（講演会）＝7月7日

▽原爆展～サダコと折り鶴～＝8月1日～16日

▽ヒロシマ親子派遣（小学生1人、中学生2人が保護者とともに平和祈念式典等参
加）＝8月5日～7日【世界連邦推進事業交付金事業】

▽原爆アニメ・記録映像上映会＝8月6日～9日

▽黙祷の呼びかけ＝8月6日、9日（広島・長崎原爆の日）、8月15日（終戦記念
日）、3月10日（東京都平和の日）

▽平和の集い「佐藤和孝 平和講演会」（世界連邦運動協会青梅支部と共催）＝12
月21日

▽平和写真展「山本美香を想う～戦場からの問い～」（同）＝12月14日～26日

▽自治体職員1人100円募金＝2月3日～21日

▽東京空襲資料展（パネル展示）＝3月5日～14日

▽原爆パネルの貸出（市で所有する原爆に関するパネルの小中学校への貸出を行っ
た）

小金井市（東京都）

▽原爆写真パネル展＝7月22日～31日、8月3日～9日

▽平和行事参加の旅＝8月5日～6日

▽非核平和映画会＝7月31日

▽第8回平和講演会＝8月25日

▽自治体職員1人100円募金＝2月5日～21日

八王子市（東京都）

▽平和展（写真パネル・戦災資料展示、原爆パネル展示、世界の児童労働の状況パ
ネル展示、平和クイズラリー、語り部・朗読劇・紙芝居、市内小中学生による「
平和」ポスター展示）＝8月1日～5日、平和講演会＝8月4日

羽村市（東京都）

▽平和の企画展（写真パネル、戦時関連資料、平和関連図書の展示）＝8月8日～
16日

▽東京空襲資料展（写真パネル、「平和首長会議」加盟認定証の展示）＝3月6日
～13日

▽平和の黙祷＝8月15日（終戦記念日）、3月10日（東京都平和の日）

▽自治体職員1人100円募金＝2月14日～28日

▽世界連邦宣言自治体東京都区市町村連絡協議会による情報交換等（構成14自治
体）

▽平和啓発施設見学会（明治大学平和教育登戸研究所資料館、川崎市平和館見学）
＝8月2日

▽戦後70周年記念誌の原稿募集（平和を願う作文集＝仮称＝の平成27年発行に向けて寄稿者を募集）＝8月1日～3月31日

福生市（東京都）

▽「平和のための戦争資料展」＝7月6日～9月16日

▽平和講演―戦争絵画とその時代―（公民館主催）＝パネル展8月10日～18日、講演8月17日

▽「平和のつどい」（講演会、演奏）＝8月18日

▽黙とうの呼びかけ＝8月15日

武蔵野市（東京都）

▽憲法月間行事（書道・イラストの表彰・展示、講演会）＝5月25日

▽夏季事業「戦争も核もない世界を武蔵野から」（写真パネル展、被爆体験講話等・劇映画上映、朗読劇上演・ミニアニメ・紙芝居上演と絵本の読み聞かせ、市民から寄せられた戦争関連資料展示）＝7月30日～8月23日

▽武蔵野市平和の日事業「戦争も核もない世界を武蔵野から」（武蔵野空襲・中島飛行機製作所関連資料パネル展、市民から寄せられた戦争関連資料展示、横断幕掲出、ミニミニ空襲パネル展、中央図書館ミニトピックス設置、平和の日イベント：講演・朗読・空襲に関する写真パネル展）＝11月1日～30日

▽平和啓発DVD「武蔵野の戦争体験を語り継ぐ ～平和を願って～」作製

▽平和案内説明板（戦争遺跡説明版）の設置

▽バス研修会（明治大学平和教育登戸研究所資料館、日吉台地下壕）＝1月23日

▽非核都市宣言平和事業実行委員会の開催、運営

瑞穂町（東京都）

▽黙とう＝8月15日、3月10日（東京都平和の日）

▽戦没者慰霊祭平和パネル展（戦中・戦争直後の写真を展示）＝11月14日

▽平和のメッセージ（町民から募集）＝12月2日～1月24日

▽自治体職員1人100円募金＝1月31日～2月7日

▽平和のパネル展（戦中・戦争直後の写真や戦災品）＝2月27日～3月19日

▽アンネのバラの管理・啓発（広島県ホロコースト記念館から譲り受け）＝通年

▽被爆桜・被爆柿の木二世の管理・啓発＝通年

焼津市（静岡県）

▽第29回第五福竜丸事件6.30市民集会＝6月30日

▽中学生平和使節団派遣（広島市・生徒16人参加）＝8月5日～6日

▽自治体職員1人100円募金＝2月21日～3月13日

松阪市（三重県）

▽戦争と平和を考えるパネル展＝8月1日～30日

▽平和祈念式典への出席（市長と市内中学生4人が広島へ）＝8月6日

▽黙とう＝8月15日

宇治市（京都府）

- ▽小・中学生平和訪問団広島派遣（被爆体験講話の聴講、原爆ドーム・平和記念資料館の見学等）＝8月5日～6日
- ▽市民平和の集い（上記小・中学生訪問団員代表による報告、映画上映、「原爆と人間」など平和パネルおよび訪問団員作成の「広島訪問新聞」の展示）＝8月10日
- ▽平和の絵（小・中学生から募集し写真展で展示、平和訪問団感想文集の表紙起用など）＝6月1日～7月31日募集、下記写真展で展示
- ▽平和写真展（「サダコと折り鶴ポスター」および上記「平和の絵」の展示）＝8月8日～15日
- ▽平和図書展（平和に関する本を展示・貸出）＝8月1日～15日
- ▽第51回宇治市民平和祈念集会（平和の像への献花、「核兵器廃絶平和都市宣言」朗読、黙祷）＝8月15日
- ▽平和ロビーコンサート（市役所市民交流ロビーで女声合唱団体により開催、約350人来場）＝8月15日
- ▽小・中学生平和訪問団広島派遣の感想文集発行（550部。市内小・中学校、図書館、公民館、希望者等に配布）
- ▽平和関連図書・書籍の購入・寄贈（市立全小・中学校と市中央図書館に）
- ▽平和啓発DVD等の貸出

亀岡市（京都府）

- ▽平和のコスモス園事業（コスモスを平和のシンボルとして亀岡市の中学生が農地などに種をまき平和交流をPR）＝7月上旬種まき～9月上旬開花
- ▽“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅（小学生親子らが被爆体験談を受講、折鶴を原爆の子の像に捧げる）＝7月28日～29日
- ▽平和祈念式典（毎年開催の「平和祭」行事の中心的行事として平和台公園平和塔前で挙行）＝8月7日
- ▽ヒューマンフェスタにおける平和のパネル展示（平和の取り組みコーナーを設けて平和関連事業等を紹介）＝11月17日
- ▽亀岡の平和の歌「うつくしもの」を通した平和の発信（平和活動を行う団体へのCD提供、音楽活動等の後援）＝随時
- ▽戦争平和展の開催（文化資料館で戦争にかかわる資料や遺品の実物展示、写真パネル展示）＝7月27日～8月31日
- ▽平和の灯パレードと保津川花火大会（亀岡「平和祭」事業の一環として平和祈念式典で太陽光から採火した「平和のともしび」を平和の灯パレードを経て花火大会の打ち上げの種火として使用）＝8月7日

福知山市（京都府）

- ▽親子記者事業参加者の広報（報道資料提供、広報紙掲載）＝4月
- ▽ピースフォトコンテスト作品募集広報＝5、6月
- ▽原水爆禁止国民平和大行進への対応（市長メッセージ・要望書回答・ペナント手

渡し・懇談会) = 6月26日

▽ミニミニ原爆展(広島・長崎の被災写真、平和首長会議ポスター、「長崎平和学習の旅」の成果物など展示、「核兵器全面禁止のアピール」国際署名呼びかけ)

= 7月29日～9月2日

▽広島平和行動(事前・現地・事後の学習で意識を高める) = 8月5日～7日

▽長崎平和学習の旅(高校生が長崎の平和事業や平和学習に参加し、へういあや人權の尊さを学ぶ) = 8月8日～10日

▽沖縄人權文化体験研修(高校生が沖縄において戦争の悲惨さと平和の尊さ、沖縄の歴史や文化について学ぶ) = 8月8日～10日

▽広報ふくちやま(広報紙に上記活動の報告記事を掲載) = 11月15日発行

▽自治体職員1人100円募金 = 2月13日～3月7日

▽核実験に対する抗議(核実験を行った国に対し抗議文の送付など) = 通年

舞鶴市(京都府)

▽引揚の史実に関する資料の世界記憶遺産登録に向けた取り組み、引揚関連事業 = 通年

▽引揚記念館学芸員による市内小学校での出張授業 = 通年

▽弾道ミサイル発射実験・核実験に対する抗議文の送付 = 通年

▽広島原爆投下日投下時間の黙とう = 8月6日

▽長崎原爆投下日投下時間の黙とう = 8月9日

▽終戦記念日正午の黙とう = 8月15日

▽浮島丸殉難68周年追悼集会 = 8月24日

▽戦没者追悼式 = 10月23日

岡山県

▽世界連邦岡山県協議会県大会(県内世界連邦関係4団体と連携、有識者による講演会) = 7月

▽世界連邦岡山県協議会児童生徒ポスター・作文コンクール(入賞作品等の展示・表彰、4団体連携) = 11月

▽自治体職員1人100円募金 = 1～3月

綾部市(京都府)

▽「世界連邦世界地図」配布(世界連邦運動協会松山支部から購入し市立小・中学校へ) = 6月

▽世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール作品募集 = 7～9月

▽「世界平和を祈る綾部市民の集い」参加(綾部宗教懇話会主催) = 7月12日

▽「中東国際交流プロジェクトin京丹後」記念式典参加 = 8月9日

▽綾部市民平和祈願の集い(世界連邦旗等掲揚、平和の鐘に合わせ黙とう、合唱等) = 8月15日

▽終戦の日正午にサイレン吹鳴・黙とう呼び掛け = 8月15日

▽視察研修(賀川記念館＝神戸市。綾部世界連邦運動協会主催) = 10月10日

▽平和と環境の日記念・地球市民の集い（上記コンクールの優秀作品表彰・展示、記念講演「平和の祈り アンネのバラに託して」）＝10月19日

▽第31回世界連邦日本大会（世界連邦推進日本協議会主催）参加・活動報告＝11月10日

▽自治体職員1人100円募金＝1～3月

▽世界連邦まちかど講演会（世界連邦運動協会の木戸寛孝常務理事を招き「ビジョン2020～グローバル化するリスクと新たな世界」と題して講演。綾部世界連邦運動協会主催）＝3月16日

「中東国際交流プロジェクト in 京丹後」の記録





中東和平プロジェクトについて

1 趣旨

イスラエルとパレスチナの紛争等で肉親を亡くし心に傷を負った子どもたちを日本に招き、様々な交流をすることで、お互いを理解し平和の大切さへの認識を深めてもらう。

世界の混乱・紛争の起源の多くが中東にあり、この地域の和平実現こそが世界の恒久平和への最も近道であるとの認識の下、紛争と混迷が続く中東地域の1日も早い和平実現を願い「中東の和平は世界の平和に通じる」という理念に基づいて実施される事業の財政支援を行う。

2 経費（一部）

世界連邦宣言自治体全国協議会が実施主体に交付金（限度額500万円）

（財源は、同協議会が全国の自治体に呼び掛けて実施する「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」から、その一部を充てる。）

3 実施主体（交付対象）

趣旨に賛同する協議会加盟自治体 ⇒ 未加盟自治体も対象に（H22改正）
（当該自治体の首長が代表を務める実行委員会等も含む）

4 経過

- 2003（平成15）年 綾部市で初開催
- 04（平成16）年 岡山市（自治体協の補助事業に）
- 05（平成17）年 徳島市
- 06（平成18）年 亀岡市＝実施直前に渡航断念
- 07（平成19）年 自治体協役員がイス・パレ訪問
- 08（平成20）年 小金井市
- 09（平成21）年 金沢市
- 10（平成22）年 綾部市
- 13（平成25）年 京丹後市（協議会未加盟自治体）

5 事業内容

招聘自治体内外での交流、文化体験等を通じて、イスラエル・パレスチナ相互の出会いと交わりを大切にするとともに、国際社会や異文化への理解を深める。

- ・ホームステイ
- ・市民集会
- ・イベント参加、文化体験
- ・市内外見学 etc.

第 2 号議案

平成 2 5 年度収支決算報告書

(自) 平成 2 5 年 4 月 1 日

(至) 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

収 入 総 額 6, 7 8 9, 9 5 8 円

支 出 総 額 6, 6 8 0, 3 9 2 円

差 引 1 0 9, 5 6 6 円

差引残額は翌年度へ繰り越します。

上記のとおり決算いたしました。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

世界連邦宣言自治体全国協議会

会長 綾部市長 山 崎 善 也

平成25年度収支決算内訳

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
負担金	862,000	795,000	△ 67,000	2県 41市区 12町 計55自治体
繰越金	184,552	184,552	0	前年度から
繰入金	5,800,000	5,803,373	3,373	世界連邦推進事業基金から
雑収入	448	7,033	6,585	預金利子 自治体協新聞購読料、絵本頒布
合計	6,847,000	6,789,958	△ 57,042	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	10,000	15,225	5,225	封筒、交付金振込
通信費	30,000	47,080	17,080	郵便料
事業費	5,800,000	5,803,373	3,373	中東和平プロジェクト交付金等 世界連邦推進事業交付金 募金事務経費
会議費	400,000	374,174	△ 25,826	総会経費 (会場費、講師謝礼、出席旅費等)
旅費・交通費	170,000	128,540	△ 41,460	事務局旅費 (総会、運動協会・日本協議会等)
情宣費	300,000	200,000	△ 100,000	関係機関・団体事業参加 世界連邦Newsletter広告 自治体協新聞作成発行 ホームページ管理 啓発リーフレット送付
負担金	120,000	102,000	△ 18,000	世界連邦日本大会等
積立金	10,000	10,000	0	世界連邦推進事業基金に
予備費	7,000	0	△ 7,000	
合計	6,847,000	6,680,392	△ 166,608	

差引 109,566

世界連邦推進事業基金

前年度末高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末高
9,184,165	2,510,561	5,803,373	5,891,353

当年度積立：2,500,000 世界平和・難民救済募金から

10,000 本会計から

561 預金利子

当年度取崩：5,061,760 中東和平プロジェクト交付金等に充当

422,852 世界連邦推進事業交付金に充当

318,761 世界平和・難民救済募金の事務経費に充当

監 査 報 告 書

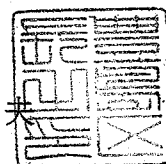
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの世界連邦宣言自治体全国協議会に関する監査を行いました。

当協議会の監査について、関係書類（入金証拠書類、支出帳票類等）の閲覧、照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

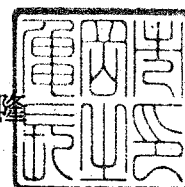
平成26年7月29日

監事 豊島区長 高野之夫



平成26年8月11日

監事 亀岡市長 栗山正隆



「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」

平成25年度収支決算書

収入	募 金 総 額	6, 0 8 1, 6 6 3円
	前年度繰越金	2 9 3, 6 1 1円
	合 計	6, 3 7 5, 2 7 4円

支出	払込手数料	3 1, 4 5 0円
	合 計	3 1, 4 5 0円

差引	6, 3 4 3, 8 2 4円
----	------------------

積立・寄託等	
世界連邦推進事業基金	2, 5 0 0, 0 0 0円 (次年度以降交付金等)
国連UNHCR協会	1, 8 0 0, 0 0 0円
日本ユニセフ協会	1, 8 0 0, 0 0 0円
合 計	6, 1 0 0, 0 0 0円

残額243,824円は繰り越し。

世界平和・難民救済募金（平成25年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額
北海道	稚内市	69,939		白馬村	1,180	広島県	広島市	203,963
	上富良野町	500		南箕輪村	14,727		大竹市	21,056
	釧路町	13,030	岐阜県	岐阜県	1,005		府中町	34,256
	倶知安町	14,903		多治見市	1,916	徳島県	鳴門市	7,384
	知内町	6,712	静岡県	伊豆の国市	25,626		三好市	23,794
	別海町	32,530		焼津市	63,004	香川県	東かがわ市	26,468
岩手県	釜石市	53,527	愛知県	扶桑町	22,405		丸亀市	86,294
	八幡平市	5,300	三重県	伊賀市	1,100	愛媛県	松山市	153,301
	宮古市	27,545		熊野市	26,470		宇和島市	101,652
宮城県	宮城県	2,600		御浜町	1,360		小松島市	9,939
	利府町	25,266	滋賀県	大津市	88,200		四国中央市	65,915
秋田県	にかほ市	22,390		近江八幡市	37,579		新居浜市	79,020
山形県	天童市	47,960		高島市	57,708		西予市	41,340
福島県	桑折町	13,089		彦根市	61,196		八幡浜市	34,323
	湯川村	5,900		米原市	32,351	高知県	香美市	19,300
茨城県	茨城県	430	京都府	京都府	249,919	佐賀県	鹿島市	21,400
	水戸市	20,000		綾部市	35,400	長崎県	長崎県	1,700
	北茨城市	20,640		宇治市	65,603		諫早市	57,379
	那珂市	46,390		亀岡市	69,348		西海市	25,429
	城里町	14,440		木津川市	44,543		平戸市	13,135
	東海村	27,360		京丹後市	81,912		佐々町	8,543
群馬県	伊勢崎市	5,500		福知山市	72,644		時津町	12,031
埼玉県	桶川市	34,143		八幡市	61,700		波佐見町	10,354
	川越市	50,834		宮津市	17,531		東彼杵町	7,963
千葉県	成田市	114,100		向日市	20,545	熊本県	上天草市	20,572
東京都	渋谷区	135,488		大山崎町	1,500		合志市	33,432
	千代田区	93,500		京丹波町	8,527	大分県	大分県	500
	豊島区	115,703		久御山町	23,225		九重町	14,600
	文京区	84,043		与謝野町	16,365		日出町	19,629
	青梅市	65,308	兵庫県	兵庫県	349,086	宮崎県	えびの市	30,677
	小金井市	39,320		朝来市	16,093		串間市	23,100
	調布市	56,730		洲本市	37,934		日向市	44,524
	羽村市	33,826		丹波市	56,769		高千穂町	19,300
	福生市	41,840	奈良県	奈良県	800	鹿児島県	出水市	48,506
	武蔵野市	54,021		五條市	57,887		曾於市	36,123
	瑞穂町	22,914		桜井市	13,206		垂水市	27,368
神奈川県	湯河原町	19,110		三宅町	5,851		日置市	37,056
新潟県	津南町	19,904	和歌山県	有田市	33,300		南九州市	2,960
	関川村	4,102		田辺市	30,000		喜界町	16,819
富山県	富山県	1,100		橋本市	55,158		南大隅町	11,670
	射水市	11,104		湯浅町	12,700	沖縄県	沖縄県	800
	上市町	10,700	鳥取県	大山町	18,973		石垣市	33,300
石川県	小松市	19,911	島根県	隠岐の島町	24,550		南城市	28,201
	能美市	19,681		川本町	4,400		南風原町	25,776
	輪島市	27,465	岡山県	岡山県	532,236		東村	4,623
福井県	越前市	7,200		岡山市	36,900			
	勝山市	26,307		笠岡市	51,350			
山梨県	上野原市	14,000		倉敷市	104,032			
	韮崎市	2,000		高梁市	33,569			
	富士吉田市	30,940		津山市	52,049			
	富士河口湖町	14,621		新見市	57,500			
長野県	小諸市	41,406		備前市	35,500			
	木曾町	6,300		早島町	1,000			
	箕輪町	14,784		矢掛町	2,400			

計 153自治体 6,081,663円

第 3 号 議 案

平成 2 6 年度事業計画（案）

日本における世界連邦運動は尾崎行雄、湯川秀樹ら多くの先人の英知と不断の努力により全国で展開され歴史を刻んできた。

世界連邦運動は、恒久平和を切望する日本国民の心からの叫びであり、この願いと努力の結果、戦後 6 0 年の時を経て平成 1 7 年 8 月の国会決議の中で「世界連邦実現への道の探求」が盛り込まれるに至ったところである。

世界は東西冷戦の終結後も、民族紛争や地域間紛争が多発し、また戦争やテロの脅威と緊張も去らず、多くの犠牲者や難民が発生するという憂慮すべき状況に及んでいる。“平和の世紀”と期待される 2 1 世紀において、核兵器廃絶の願いはなおかなえられず、安全保障を巡っても微妙な局面を迎えているうえ、地球環境問題も深刻化するなど、新たな世界秩序の必要性和実現への期待は一段と高まっているといえよう。

世界連邦宣言を行った全国の自治体でつくる当協議会は、加盟団体の団結と連携により世界平和の確立と地球環境保全のために一層積極的な活動の展開に努める。

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

- (1) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成、発行する。
- (2) 世界連邦の思想や運動、宣言自治体全国協議会の周知を図るため、リーフレットを活用するなどして P R に努める。
- (3) ホームページの運用により情報の発信に努める。
- (4) 世界連邦推進事業交付金を活用した取り組み等を通じて世界連邦思想・運動の普及を図る。
- (5) 世界連邦運動の情報提供のため世界連邦運動協会が発行する『世界連邦 Newsletter』を購入、配布する。
- (6) 同協会主催の世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加を推進する。

2 世界連邦宣言自治体全国協議会の活性化

- (1) 世界連邦推進事業交付金制度を活用し、加盟自治体が行う世界連邦・平和関連事業の活性化に役立てる。

平成 2 6 年度は、羽村市が中学生を広島へ派遣し「平和を願う作文」を募る広島平和啓発施設見学会の支援に充てる。

- (2) 協議会のホームページやリーフレットを活用し、世界連邦思想の普及と協議会活動の P R を図るとともに、他の平和関係団体との連携を進める。
- (3) 当協議会の組織拡大に向け、宣言状況の確認を行うとともに、当協議会未加盟の宣言自治体に加盟を呼び掛ける。

3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会と日本UNICEF協会へ寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取り組み等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

4 関係団体との連携促進

- (1) 国内の世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及啓発等に協力し合う。

(世界連邦フォーラム2014 in 東京＝9月23日・日比谷図書文化館)

講演：世界連邦へ「科学」「哲学」からアプローチ (HPで詳細紹介)

- (2) 自治体で構成する平和首長会議、日本非核宣言自治体との連携。

(国内加盟都市会議＝11月10～11日・長野県松本市)



世界連邦推進 広島平和啓発施設見学会

東京都羽村市（平成26年8月5日～7日）

参加者・引率者

- 参加者 6人
市内中学校3校×2人(校長推薦)
- 引率者 3人
市内中学校教員1人
企画政策課職員2人

広島でのスケジュール

8月5日(火)
ヒロシマ青少年平和の集い

8月6日(水)

広島平和記念式典参列

A班 第一県女の原爆体験談を聞く

B班 広島平和記念資料館・慰霊碑等見学

8月7日(木)

A班 広島平和記念資料館・慰霊碑等見学

B班 広島二中の原爆体験談を聞く



原爆体験談を聞く

目的

- 世界の平和は、人類共通の願い
- 次世代に平和の大切さを伝えていくことが必要
- 発信できる人材を育成

全体スケジュール

7月11日(金) 説明会・事前研修1回目

7月31日(木) 事前研修2回目・出発式

8月5日(火)～7日(木) 広島施設見学等

8月13日(水) 事後研修

8月15日(金) 報告会



事前学習

報告会

日時 平成26年8月15日(金)10:00～

会場 羽村市生涯学習センターゆとろぎ
平和の企画展内



第4号議案

平成26年度収支予算（案）

（自）平成26年4月 1日

（至）平成27年3月31日

■収入の部

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減額	備考
負担金	881,000	862,000	19,000	2県 44市区 15町 計61自治体
繰越金	109,566	184,552	△ 74,986	前年度から
繰入金	800,000	5,800,000	△ 5,000,000	世界連邦推進事業基金から
雑収入	434	448	△ 14	預金利子等
合計	1,791,000	6,847,000	△ 5,056,000	

■支出の部

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減額	備考
事務消耗品費	20,000	10,000	10,000	総会資料等
通信費	50,000	30,000	20,000	郵便料等
事業費	800,000	5,800,000	△ 5,000,000	難民募金事務経費 世界連邦推進事業交付金
会議費	100,000	400,000	△ 300,000	理事会・総会準備関係経費等
旅費・交通費	240,000	170,000	70,000	渉外・調整関係経費等
情宣費	550,000	300,000	250,000	自治体協新聞作成発行 啓発リーフレット増刷・配布 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営 各種啓発事業発信・参加経費等
負担金	20,000	120,000	△ 100,000	事業参加等経費
積立金	10,000	10,000	0	世界連邦推進事業基金に
予備費	1,000	7,000	△ 6,000	
合計	1,791,000	6,847,000	△ 5,056,000	

世界連邦推進事業基金

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
5,891,353	1,250,000	800,000	6,341,353

当年度積立：1,250,000 世界平和・難民救済募金から

当年度取崩：800,000 本会計に繰り入れ事業費に充当

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

昭和50年11月14日改正

昭和60年10月30日改正

平成15年10月24日改正

平成21年 7月31日改正

平成25年 7月26日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。
- (4) 研究会、講習会の開催。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。

第2章 役員

(役員構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において互選する。

- 2 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は理事会に諮って、会長がこれを定める。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。

(役員の任務)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。

3 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。

4 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問、相談役、参与)

第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、理事会において意見を述べることができる。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(開催)

第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

(表決)

第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長、副議長)

第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。

(出席者)

第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。

(議決)

第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。

第4章 理事会

(招集及び議長)

第17条 理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。

(理事会の組織)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。

(表決)

第19条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は別表のとおりとする。

(予算の議決)

第22条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第23条 本会の決算は、理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局の職員)

第24条 事務局には、局長及び職員を置く。

(事務局職員の委嘱)

第25条 事務局長の任免は、会長が理事会に諮って行うものとする。

2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。

(事務局の構成及び職務分掌)

第26条 事務局の構成、職務分掌は、理事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規約の改正)

第27条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、議決の日から施行する。この規約施行の際、現に役員の職にあるものは規約による役員とみなす。

別表（第21条関係）

自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

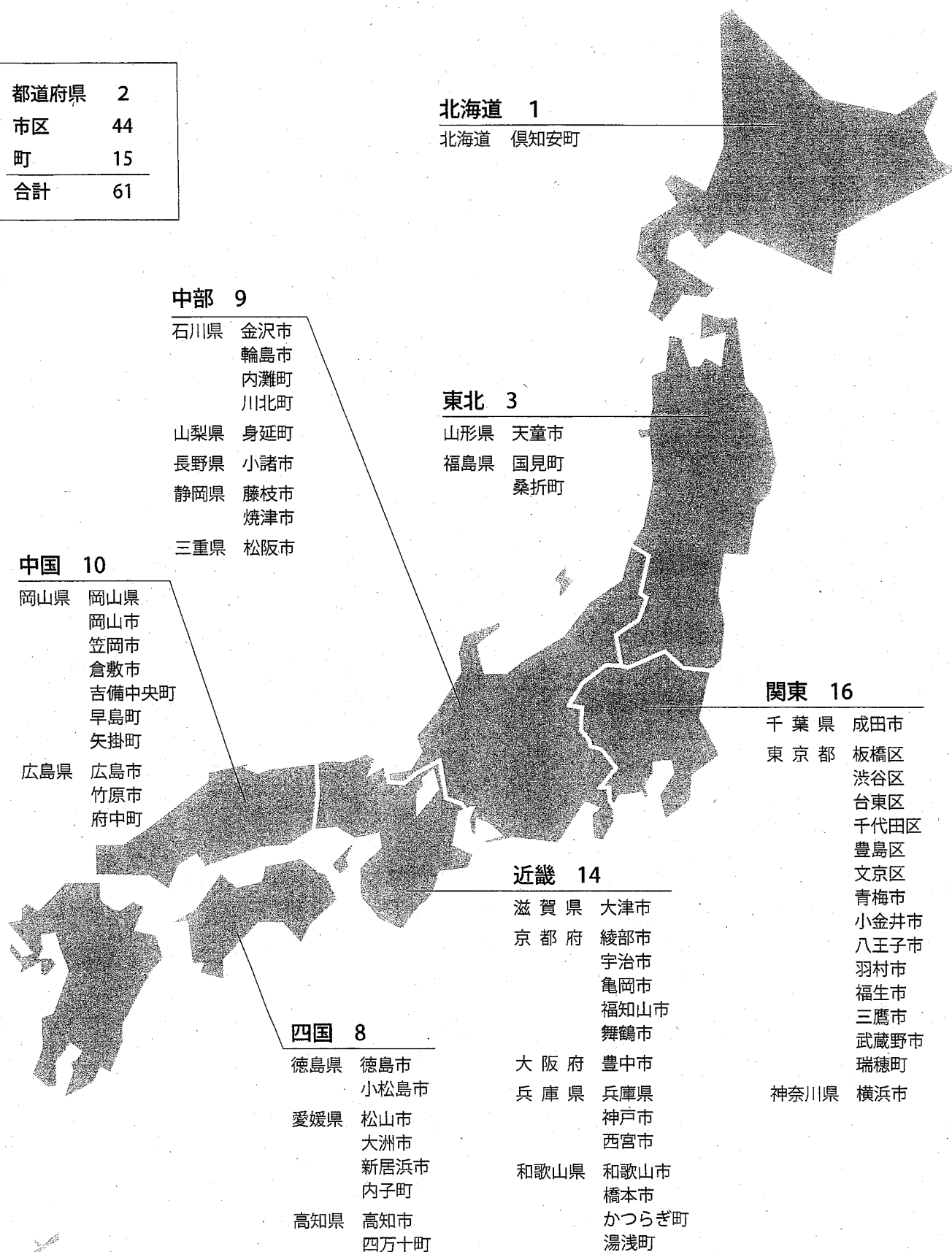
（平成2年7月31日改正）

総 会 開 催 状 況

ブロック	開 催 地
北 海 道	
東 北	秋 田 市＝平成2年 福 島 市＝平成8年
関 東	渋 谷 区＝昭和56、62、平成7年 文 京 区＝昭和61年 横 浜 市＝平成元年 武蔵野市＝平成10、24年 千代田区＝平成13年 小金井市＝平成20年
中 部	金 沢 市＝昭和55、平成19、21年 蒲 郡 市＝昭和60年 焼 津 市＝平成4、25年
近 畿	大 津 市＝昭和54年 綾 部 市＝平成5、12年 京 都 市＝平成15、18、22、23年 (主催15宇治、18亀岡、22・23綾部)
中 国	岡 山 市＝昭和51、52、53、63、平成6、16年 広 島 市＝昭和57年（平成26年＝中止） 高 梁 市＝平成11年
四 国	新居浜市＝昭和59年 徳 島 市＝平成14、17年
九 州	長 崎 市＝昭和58、平成3年 熊 本 市＝平成9年

(昭和51年以降)

都道府県	2
市区	44
町	15
合計	61



世界連邦宣言自治体全国協議会は、全国の自治体が世界連邦・平和宣言を行うとともに、
当協議会に加盟し共に活動を展開することを呼びかけています。

自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日
北海道	10	文京区	60. 9.30	焼津市	61. 6.15	吉野町	74. 3.16	下関市	05.12.21
根室市	57. 3.11	台東区	61.12.26	浜松市	69. 3.25	斑鳩町	97. 6.24	徳島県	4
砂川市	59. 3.30	板橋区	68. 9.30	富士宮市	71. 7. 2	御杖村	83.11.18	徳島県	83. 3.17
歌志内市	60. 5.14	青梅市	58. 4. 5	藤枝市	78. 1.26	和歌山県	13	鳴門市	57.11.28
赤平市	60. 7.23	三鷹市	60. 3.28	静岡市	05.12.15	和歌山県	59.10.10	小松島市	57.12.26
芦別市	61. 9.25	武蔵野市	60. 6.28	愛知県	3	御坊市	58.12.23	徳島市	61. 3.30
夕張市	86. 3.28	小金井市	60. 9.27	愛知県	63. 9.30	和歌山市	59.10.24	香川県	6
八雲町	08. 3.21	立川市	69. 3.27	名古屋市長	63. 9.18	新宮市	59.11.10	香川県	83.10. 7
上富良野町	60.10.27	福生市	70.12.21	蒲郡市長	68.10. 5	有田市	59.12.22	高松市	57.11.18
沼田町	63. 9.28	東村山市	73.12.18	三重県	2	橋本市	59.12.24	坂出市	59.12.21
俱治安町	73. 6.23	羽村市	73.12.20	名張市長	58. 6.16	紀の川市	07. 3.27	観音寺市	61. 3.24
青森県	1	武蔵村山市	74. 6.21	松阪市長	05.12.22	湯浅町	57.12.21	善通寺市	69. 7. 5
青森市	61. 6. 9	八王子市	78.12.21	滋賀県	4	美浜町	59. 3.19	琴平町	56. 6. 8
岩手県	8	小平市	80. 3.25	滋賀県	64. 9.19	太地町	59. 4.30	愛媛県	7
岩手県	71.12.17	町田市	95. 6.29	彦根市長	57. 6.24	那智勝浦町	59.12.25	愛媛県	61. 7. 6
盛岡市	58.12.20	瑞穂町	73. 6.27	長浜市長	58. 9.26	上富田町	60. 3.26	松山市	57.12.15
宮古市	59. 3.27	神奈川県	4	大津市長	69. 3.20	かつらぎ町	63. 7.31	新居浜市	57.12.20
久慈市	06.12.20	神奈川県	70. 3.27	京都府	8	鳥取県	4	西条市	57.12.23
岩手町	59. 3.16	茅ヶ崎市	62.12.19	綾部市長	50.10.14	鳥取県	59. 3.20	大洲市	59. 3.20
紫波町	59. 5.23	横浜市	70.12. 7	亀岡市長	55. 6.28	鳥取市	58. 3.29	宇和島市	06.12.22
雫石町	77.12.22	真鶴町	64. 3.19	京都市	57.10.18	大山町	55.11. 1	内子町	60. 6.15
滝沢村	70. 6.27	新潟県	2	宇治市長	60.12.19	三朝町	57. 9.16	高知県	10
秋田県	7	五泉市	61. 1.18	福知山市	70. 9.30	岡山県	15	高知県	64. 7. 8
秋田県	61. 4. 1	村上市	09. 8.28	舞鶴市長	70.10. 2	岡山県	57. 7. 8	高知市	62. 3.17
大館市	83. 9. 8	富山県	2	宮津市長	71. 3.29	岡山市	57. 2.26	安芸市	62. 3.17
鹿角市	89.12.22	富山県	57. 9.27	南丹市長	07.12.21	倉敷市	57. 3.19	室戸市	62. 3.20
小坂町	89.12.25	富山市	05.12. 6	大阪府	7	総社市	57. 4. 9	南国市	65. 3.25
東成瀬村	77.12.20	石川県	14	大阪府	63.10.11	新見市	57. 5.30	土佐市	72. 3.22
大瀧村	77.12.23	石川県	57.12.16	大阪市	63. 6.25	津山市	58. 1.10	須崎市	72. 9.29
上小阿仁村	88.12.22	金沢市長	57. 9.26	豊中市	64.12.17	笠岡市	58. 5.30	宿毛市	73.12.26
山形県	2	輪島市長	57.10. 2	交野市長	68. 2.19	玉野市	58. 9.30	土佐清水市	74. 3.29
天童市	63. 3.20	小松市長	57.12.16	八尾市長	83.10. 4	高梁市	58.12.18	四万十町	07.10. 5
米沢市	89. 3.23	七尾市長	57.12.18	岬町	78. 9.28	備前市	59.12.15	福岡県	1
福島県	6	羽咋市長	57.12.24	太子町	81. 6.25	井原市	60. 7.13	福岡県	58. 3.10
福島県	71. 2.24	加賀市長	64. 9.22	兵庫県	10	矢掛町	57.12. 5	長崎県	3
郡山市	71. 6.19	野々市市長	84. 3.19	兵庫県	63. 3.25	早島町	58. 3.11	長崎県	60. 3.17
福島市	73. 3.22	白山市	05. 6.29	尼崎市長	57. 4.25	和気町	84. 3.22	長崎市	58. 1.18
桑折町	77. 6.23	津幡町	57.12.18	姫路市長	57. 7.22	吉備中央町	12. 6.26	佐世保市	69. 3.29
国見町	77. 9.16	穴水町	57.12.21	加古川市長	58. 6.18	広島県	13	熊本県	6
川俣町	77.12.23	志賀町	57.12.21	川西市	59. 1. 1	広島県	59. 3.18	熊本県	59. 3.21
茨城県	2	川北町	58. 6.25	西脇市長	60. 3.30	広島市	54.10.30	熊本市	59. 3.19
龍ヶ崎市	71. 3.22	内灘町	58.10. 1	神戸市長	62. 3.23	福山市	56. 3.22	八代市	59. 6.15
常陸太田市	73.12.19	福井県	2	明石市長	63. 3. 7	尾道市	57. 9.18	人吉市	59. 7. 8
埼玉県	3	大野市長	60. 3.31	西宮市長	65. 3.30	府中市	58. 4.21	山鹿市	60. 7.15
本庄市	63. 3.11	福井市長	60. 6. 7	宝塚市長	65. 9.24	呉市	58. 7.23	菊池市	61. 4. 3
北本市	86. 6.16	山梨県	1	奈良県	13	三原市	58. 8. 6	宮崎県	1
上里町	95. 3.24	身延町	69. 8.22	奈良県	61. 3. 7	庄原市	58. 9.12	宮崎市	04. 6.23
千葉県	2	長野県	3	天理市長	56. 9.28	三次市	59. 3. 3	鹿児島県	1
千葉県	61. 7.10	長野県	57.10. 1	奈良市長	61. 3.27	大竹市	59. 3.24	喜界町	58. 1.28
成田市	58.10.31	小諸市長	68. 9.27	桜井市長	73. 9.25	竹原市	59. 5.28		
東京都	21	軽井沢町	70.12.15	五條市長	73.12.18	廿日市市	59.11. 9		
東京都	63. 2.26	岐阜県	2	大和郡山市	74. 6.28	府中町	73. 9.27		
千代田区	58. 6.27	岐阜県	68.12. 9	三宅町	61. 4.15	山口県	4		
豊島区	59. 6.26	神戸町	59. 4.10	田原本町	73.12.15	美祢市	58. 7.28		
渋谷区	60. 2.10	静岡県	6	川西町	73.12.20	柳井市	58. 8.27		
中野区	60. 3. 3	静岡県	73. 3.20	三郷町	74. 3.15	岩国市	59.12.17		